

# 本庁舎有料広告事業（広告付き地図案内板設置等）に係る 簡易プロポーザルコンペ仕様書

令和3年5月31日

流山市では、公共施設を財産と捉え戦略的な施設経営を行うファシリテイマネジメント（以下「FM」という。）を推進し、公共施設の品質・財務・供給の質の向上を図っている。

本事業はFM施策の一環として、流山市役所本庁舎において広告付き地図案内板を設置することにより、サービスの向上と歳入確保を図るもので、この導入効果を最大限に発揮するために、簡易プロポーザルコンペにより事業者を選定する。

## 1 事業名称

本庁舎有料広告事業（広告付き地図案内板設置等）

## 2 事業期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日

## 3 地図案内板他、広告媒体設置場所

### ア 広告付き地図案内板

設置場所詳細：別紙「設置場所ア」のとおり（大きさ：幅230cm程度×高さ210cm程度×奥行15cm程度）

### イ 市民課受付番号発券機番号表示モニター※ディスプレイのみ

設置場所詳細：別紙「設置場所イ」のとおり

上画面は広告表示、下画面は受付番号発券機の番号表示ができ受付番号発券機他機器（明光商会製）と問題なく機能するもの。

（モニターについては、左右2パネルで同様の機能を備えたものまたは、広告機能を排除したものでも問題ない。）

### ウ デジタルサイネージ（縦型）

設置場所詳細：別紙「設置場所ウ」のとおり

民間広告及び、行政広告を放映するためのデジタルサイネージが設置可能。ただし、設置した際は行政情報枠を半分程確保すること。（上画面を民間広告専用、下画面を行政広告専用とするのも可）

### エ 他留意事項

設置事業者の選定後に、設置場所について上記設置場所とは別に適

所がある場合には本市は選定事業者からの提案に応じるものとする。

また、本市が、選定事業者の提案する場所に合意した場合には上記設置場所ではなく選定事業者の提案する場所に設置するものとする。

なお、貸付の条件は事業者選定時に提出した企画提案書以上のものとし、本市との協議により決定するものとする。

#### 4 事業内容

交渉権者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 3に記す場所に、本市との契約に基づき、下記ア～クの条件を満たす地図案内板を設置し、適正に維持・管理・運営すること。

ア 以下の情報を表示すること。その他表示情報等については、本市と協議して決定すること。

- ・流山市全域地図および周辺拡大図
- ・公共施設一覧インデックス
- ・広告枠

イ 広告枠を全体面積の概ね30%以内とすること。

ウ 色弱者に配慮したユニバーサルデザインを採用すること。

エ デザイン、配置等は、本市と協議して決定すること。

オ 銅板又はそれに相当する強度を持つものとし、耐久性や防災性能に考慮すること。

カ 広告媒体に設置する広告主の募集活動を行うこと。ただし、掲出する広告の内容については掲出の前に市で審査を要し、内容によっては審査が通らない可能性がある。

キ 広告媒体の導入から維持管理、撤去に至る一連の費用を調達すること。

ク 設置した広告媒体の維持管理を行うこと。

(2) 別紙「庁舎案内板」に記す庁舎案内板等を、組織改編など変更が生じたときに更新すること。（※現在は、契約先の表示灯株式会社から星広告株式会社に委託している。）

(3) 契約期間の満了時、契約期間中に広告媒体の移動・撤去が必要となったとき、または契約が破棄されたときは、速やかに広告媒体を移動・撤去し、原状復旧すること。この場合において、事業者は、設置場所の変更や契約解除に関する異議申し立てをしないこと。

(4) 契約に基づく広告料を本市に納入すること。

## 5 法令、基準等の遵守

本事業に関する提案及び実施にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、流山市財務規則（昭和61年規則第12号）、流山市広告掲出要綱（平成21年告示第53号）、流山市印刷物等有料広告掲載取扱要綱（平成16年告示第12号）をはじめ、関連法令や基準等を遵守してください。

## 6 最低納入金額及び納入方法

- (1) 本事業における最低納入金額は、年1,200,000円以上（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）とする。
- (2) 納入方法は、別途発行する納入通知書により年1回、指定期日までに納入するものとする。（年2回とすることも可能。）

## 7 事業スケジュール（予定）

仕様書等の公表	令和3年5月31日
質問の受付	令和3年5月31日～6月11日
質問の回答（HPへ掲載）	令和3年6月14日～6月18日
企画提案書の受付	令和3年6月21日～7月16日
対象事業者の決定	令和3年7月下旬
本市との協議	令和3年7月下旬～3月31日
広告媒体の設置	令和4年4月1日～
広告媒体等の維持管理	令和4年4月1日～令和9年3月31日
広告媒体の撤去	令和9年3月31日

## 8 広告媒体等に関する条件及び配慮事項

- (1) 流山市広告物条例「5 法令、基準等の遵守」において例示した法令・基準等に加え、遵守すること。
- (2) 契約日以降に事業者が新たな広告媒体を設置しようとするときは、その広告媒体の種類・数量・仕様及び本市へ納入する広告料を提示のうえ、本市との協議が整った場合に追加設置を可能とする。
- (3) 本事業の契約期間内において、本市は事業者へ通知のうえ、本事業で設置される広告媒体以外の場所に、他の広告媒体を設置する可能性がある。本事業の事業者は、そのことに対して異議申し立てはしないものとする。

## 9 応募条件

- (1) 本事業に関する一連の業務の遂行が可能であること。
- (2) 過去5年間に国、県、市区町村において受付番号案内システム導入の実績があること。
- (3) 本仕様書公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることのできないものとする。
  - ア 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
  - ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、または本事業の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。
  - オ 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
  - カ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
  - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
  - ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
  - ケ 企画提案書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。
  - コ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

## 1 0 応募に関する留意事項

### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

### (2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。本市は本事業の提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、応募者が事業者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとする。

### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

### (4) 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### (5) 市内事業者等の広告の積極的活用

可能な範囲で市内の事業者等の広告を積極的に掲出するよう配慮すること。

### (6) 提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではない。

### (7) 虚偽の記載の禁止

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。

## 1 1 質問の方法

令和3年6月11日（午後5時必着）までに、任意様式によりメール又は郵送により事務局へ提出する。※郵送の場合は6月11日午後5時必着

なお、各社の質問は1回限りとし、質問の回答は、令和3年6月18

日までに、本市ホームページに掲載する。

## 1 2 業者選定方法

- (1) 参加者は13に記す企画提案書を作成のうえ、令和3年6月21日から令和3年7月16日までに2部（正本1部、副本1部）を事務局に持参または郵送で提出する。なお、受付時間は各日とも午前8時30分～午後5時までとする。※郵送の場合は、7月16日午後5時必着
- (2) 事務局は、企画提案書の内容について、14に定める採点基準に則り審査する。なお、1者の場合であっても本仕様書の内容を充足する提案であれば有効提案とする。
- (3) 選考結果は各社に文書で通知するものとする。
- (4) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (5) 審査結果は、本市のホームページで公表する。
- (6) 審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切回答しない。
- (7) 事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約交渉が不調に終わったときは、次選の事業者と交渉し、契約を締結する。
- (8) 事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約締結後に途中で契約を解約したときは、その事実があった日から3年間は、本市が有料広告事業を行う際の参加資格を失うものとする。

## 1 3 企画提案書

企画提案書は、別紙様式に必要事項を記入のうえ、次の関係資料を添付し、A4版ファイルに綴じることとする。

- (1) 設置する広告及び受付番号案内システムの仕様・カタログ等  
(寸法がわかるもの。広告については設置位置も示すこと。)
- (2) 関係書類
  - ア 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの）
  - イ 商業登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの）
  - ウ 納税証明書（その3の3）
  - エ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

## 1 4 採点基準

- (1) 価格点 配点90点  
価格点 = (提案の金額 ÷ 最高の提案金額) × 配点 (90点)  
小数点以下切り捨てとする。

(2) 実績等 配点10点

過去5年間に国、県、市区町村において受付番号案内システムの設置及び管理の実績に応じて、次に掲げる区分の点数を加算する。

500件以上：10点、400～499件：8点

300～399件：6点、200～299件：4点

100～199件：2点、0～99件：0点

15 事務局

流山市総務部財産活用課ファシリティマネジメント推進室

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

TEL：04-7150-6069

Mail：kanzai@city.nagareyama.chiba.jp